

受理年月日	
処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 7 条第 3 項又は第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kl
エネルギーの使用の合理化に関する法律第 1 9 条第 1 項に定める連鎖化事業者	該当する 該当しない

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量 (原油換算 kl)
		事業の名称				
	〒					

3. 届出担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	

備考	
----	--

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 届出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
- 4 事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
- 5 エネルギー使用量を算出する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 6 エネルギーの使用の合理化に関する法律第 19 条第 1 項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを で囲むこと。
- 7 工場等に係る事業の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 8 2. エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
- 9 既に特定事業者指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

様式第2（第5条の3又は第22条の5関係）

受理年月日	
取消年月日	

{ 特定事業者
特定連鎖化事業者 } 指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第4項又は第19条第3項の規定に基づき、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要

特定事業者 又は特定連鎖化事業者 の概要	特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の 所在地	
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kl
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

2. 届出担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、特定事業者又は特定連鎖化事業者のいずれかを で囲むこと。
 - 5 エネルギーの使用量の欄については、特定事業者にあつては、その設置しているすべての工場等における最近の 1 年度におけるエネルギーの使用量の合計値を、特定連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における最近の 1 年度におけるエネルギーの使用量の合計値を記入すること。
 - 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第 2 条第 1 項で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。

様式第3（第6条第4項又は第6条の4第3項関係）

受理年月日	
処理年月日	

{ エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者 } 兼任承認申請書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第6条第2項又は第6条の4第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者に関する事項

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 兼任させようとする者の氏名等

兼任させようとする者	氏名及び生年月日	
	勤務地の住所	
	エネルギー管理士免状番号 又は講習修了番号	
	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
	兼任させようとする職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者
兼任の理由		

3. 届出担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
F A X	

備考	
----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、兼任させようとする職名を で囲むこと。
 - 5 兼任させようとする職名の欄については、該当する職名を で囲むこと。

様式第4（第6条の3又は第6条の6関係）

受理年月日	
処理年月日	

{ エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者 } 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法第7条の2第3項（法第7条の3第4項において準用し、及びこれらの規定を法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者に関する事項

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	

2. エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
選任又は解任の事由				

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士 免状番号又は 講習修了番号				
選任又は解任の 事由				

4. 届出担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	

備 考	
-----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 届出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、届出ようとする者の職名を で囲むこと。
 - 5 2. エネルギー管理統括者の氏名等及び 3. エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

様式第5（第7条又は第21条関係）

受理年月日	
取消年月日	

{ 第一種エネルギー管理指定工場等 }
 { 第二種エネルギー管理指定工場等 } 指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条の4第2項又は第17条第2項（これらの規定を法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者に関する事項

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	

2. 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に関する事項

第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の概要	エネルギー管理指定工場等 指定番号					
	名 称					
	所 在 地					
	事 業					
	エネルギーの使用量 (年度)					
指定の取消しを 申し出る理由						
備考						

原油換算kl

3. 届出担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
備 考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 事業の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の1年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。
 - 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第6条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。
 - 7 複数のエネルギー管理指定工場等について取消を申出の場合には、別紙に一覧を作成の上添付すること。
 - 8 「エネルギー管理指定工場等指定番号」の欄には、指定通知書に記載された指定番号を記入すること。

様式第6（第8条第3項又は第11条第3項関係）

受理年月日	
処理年月日	

{ エネルギー管理者 }
 { エネルギー管理員 } 兼任承認申請書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第8条第2項又は第11条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者に関する事項

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	

2. 兼任させようとする者の氏名等

兼任させようとする者	氏名及び生年月日	
	勤務地の住所	
	エネルギー管理士免状番号 又は講習修了番号	
	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
既に選任されている工場等	エネルギー管理指定工場等 指定番号	
	名 称	
	所 在 地	
	事 業	
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算kl
兼任させようとする工場等	エネルギー管理指定工場等 指定番号	
	兼任させようとする職名	エネルギー管理者 エネルギー管理員
	名 称	
	所 在 地	
	事 業	
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算kl

3. 届出担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	

備 考	
-----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入し、括弧書きになっている題名については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを で囲むこと。
 - 3 申請書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 工場等に係る事業の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の 1 年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。
 - 6 既に選任されている工場等に支障がない旨の同意書を添付すること。

様式第7（第9条又は第13条関係）

受理年月日	
処理年月日	

{ エネルギー管理者
エネルギー管理員 } 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第8条第2項又は第13条第3項（第18条第1項及び第19条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者に関する事項

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	

2. 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に関する事項

エネルギー管理指定工場等指定番号				
区 分	1. 第一種エネルギー管理指定工場	2. 第二種エネルギー管理指定工場		
名 称				
所 在 地				
事 業				

3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				

氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士免状 番号又は講習修了番号				
選任又は解任の事由				

4. 届出担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	

備 考	
-----	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入し、括弧書きになっている題名については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを で囲み、2. 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に関する事項の区分欄はその直前に付してある番号を で囲むこと。
- 3 届出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
- 4 事業の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 「エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号」の欄には、エネルギー管理士免状の交付を受けている者の選任又は解任の場合にあつては免状に記載されている番号を、法第13条第1項第1号（法第18条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当する者の選任又は解任の場合にあつては受講した法第13条第1項第1号の講習の修了番号を記入すること。
- 6 2. 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に関する事項、3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

受理年月日	
処理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第14条第1項の規定（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり提出します。

特定事業者（特定連鎖化事業者）の名称等

特定事業者番号 （特定連鎖化事業者番号）	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

<p>エネルギー管理統括者の 職名・氏名</p>	<p>職名 氏名</p>
<p>エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先</p>	<p>職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -)</p>

計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	該当する工場等	実施時期	エネルギーの使用合理化期待効果

その他エネルギー使用の合理化に関する事項

--

前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理 由
追加した計画	該当する工場等	理 由

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

- 3 計画書冒頭の 印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
- 4 の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
- 5 の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
- 6 には、 で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化に向けた計画等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR 報告書等の関係資料を添付すること。
- 7 には、 ・ について前年度と比較して記入すること。

受理年月日	
処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条第1項の規定（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定 第1表 事業者の名称等

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒								
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -)								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 : _____ 変更前の事業者の所在地 : _____									

特定 第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度					
			使用量		販売した副生エネルギーの量			
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）		k l					
	原油のうちコンデンセート（NGL）		k l					
	揮発油		k l					
	ナフサ		k l					
	灯油		k l					
	軽油		k l					
	A重油		k l					
	B・C重油		k l					
	石油アスファルト		t					
	石油コークス		t					
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		t				
		石油系炭化水素ガス		千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³				
	石炭	原料炭		t				
		一般炭		t				
		無煙炭		t				
	石炭コークス		t					
	コールタール		t					
	コークス炉ガス		千m ³					
	高炉ガス		千m ³					
	転炉ガス		千m ³					
	その他の燃料	都市ガス		千m ³				
		（ ）						
	産業用蒸気		GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ					
	温水		GJ					
冷水		GJ						
小計		GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電		千 kWh				
		夜間買電		千 kWh				
	その他	上記以外の買電		千 kWh				
		自家発電		千 kWh				
	小計		千 kWh / GJ					
合 計 GJ								
原油換算 kl				⑤			①	
対前年度比（%）								

特定 第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) ②	③=①-②	④の構成割合 (%) ④=③/①×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑤	エネルギーの使用に係る原単位 ⑥=③/⑤	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑦	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ⑧=⑥/⑦×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) ⑨=④×⑧/100
1	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
2	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
3	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
事業者全体					⑤ (合計)	⑥ (合計)	⑦ (合計)		⑧	⑨	⑩=⑧/⑨×100	⑪=④×⑩	⑫=⑪+...+...
								100%	⑬	⑭	⑮		

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、原則として日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑨」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑫」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑧⑩⑪⑫は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑨」が算出できる場合は、事業分類ごとの①②③及び事業者全体の⑤から⑧まで記入すること。

特定 第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

特定 第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 に「✓」印を記入)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係る 事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					

特定 第11表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

特定 - 第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者 全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- （ 1 ） 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - （ 2 ） 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - （ 3 ） 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考 4（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定 - 第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 にも必要事項を記載すること。
- 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定 - 第 12 表の 2 に必要事項を記載すること。
- 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者 全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定 - 第12表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量及び国内認証排出削減量の量

種 類	合 計 量
1 . 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2 .	t-CO ₂
3 .	t-CO ₂
4 .	t-CO ₂

備考1 本表の1 . の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。また、併せて、特定 - 第12表の6の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。

2 本表の2 . 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。また、併せて、特定 - 第12表の6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、その種別ごとに記載すること。

6の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日を記載すること。
 2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種類			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	償却日	償却量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 償却日の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、当該日付を記載すること。
 4 本表に記載したすべての国内認証排出削減量について、特定排出者が償却を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に をすること。
 2 同法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
エネルギー管理指定工場等の名称	
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒
エネルギー管理者(員)の 職名・氏名・連絡先等	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話 (- -) FAX (- -)

指定-第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度					
		使用量		販売した副生エネルギーの量			
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）	k l					
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
	産業用蒸気	GJ					
	産業用以外の蒸気	GJ					
	温水	GJ					
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh				
		夜間買電	千 kWh				
	その他	上記以外の買電	千 kWh				
		自家発電	千 kWh				
	小計	千 kWh / GJ					
合計 GJ							
原油換算 kl			①		②		
対前年度比（%）							

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定 第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比(%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (単位:)	◎	

指定 第5表 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原単位)}(\text{指定-第2表}\text{㉑}-\text{㉒})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値}(\text{指定-第4表}\text{◎})}$		

指定 第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		④	⑤	⑥	⑦	

指定 第7表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
.....
.....
.....
.....
.....
(ロ)の理由
.....
.....
.....
.....
.....

指定-第8表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況(1.又は2.のいずれかに記入すること。)

1.工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第1号関係)

対象項目設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たつての措置
(1) 空調設備、換気設備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関する計測及び記録	空調設備、換気設備の保守及び点検	空調設備、換気設備の新設に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
BEMS				BEMSの新設に当たつての措置
				BEMSを採用した BEMSを採用していない

(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定			新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済() 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供			情報提供している 一部の賃借事業者に情報提供している 情報提供していない	

2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(2-2) 空調和設備、給湯設備	空調和設備、給湯設備の管理	空調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空調和設備、給湯設備の保守及び点検	空調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(4) 熱の動力等への変換の合理化				
(4-1) 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	

(4-2) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設に当たった措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設に当たった措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設に当たった措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化				
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設に当たった措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たった措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない

指定-第9表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
 (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定-第9表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第9表の1の備考1(1)に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第9表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに をすること)	1 . 有 2 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに をすること)	1 . 有 2 . 無
------------------------------------	----------------	-----------------------------------	----------------

- 備考1 本エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に をすること。
- 2 同法第21条の8第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定-第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定-第 2 表の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置するすべての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、設置するすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等）の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定-第 2 表には、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 10 販売した電気の量は、特定-第 2 表及び指定-第 2 表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 11 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 9,760 キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 12 特定-第 2 表及び指定-第 2 表のうち G J を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を T J (テラジュール) P J (ペタジュール) に代えて記入することができる。
- 13 特定-第 2 表及び指定-第 2 表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定-第 2 表及び指定-第 2 表の下に注記すること。
- 14 特定-第 2 表、特定-第 4 表、指定-第 2 表、指定-第 4 表、指定-第 5 表及び指定-第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定-第 4 表及び指定-第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{前年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

- 15 特定-第 3 表の欄⑥及び指定-第 4 表の欄⑦の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 16 特定-第 3 表及び指定-第 5 表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 17 特定-第 3 表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。
 - (1) 特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号(4桁)ごと(以下「事業分類ごと」という。)に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が

異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)について検討する。

(3) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の原単位㉕が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位㉕が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位㉕を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算 kl)・・・㉑

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kl)・・・㉒

(ウ) ㉑ - ㉒・・・㉓

(エ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔

(オ) 事業分類ごとの㉑及び㉔を事業者全体で合計し、それぞれの合計値㉕、㉖を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位㉕ = ㉕ / ㉖が求められる。

(カ) ㉕と前年度の原単位㉗の比・・・㉘

(4) ㉔が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位㉕が算出困難な場合は、以下のア.により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比㉙を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位㉕の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比㉙を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算 kl)・・・㉑

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kl)・・・㉒

(ウ) ㉑ - ㉒・・・㉓

(エ) 事業分類ごとの㉑の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・㉔

(オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉕

(カ) エネルギーの使用に係る原単位・・・㉖/㉕ = ㉗

(キ) エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・㉘

(ク) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)・・・㉙

(ケ) 事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比㉙を㉔の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。㉙ = + + +・・・

18 特定-第4表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定-第3表において事業者全体の原単位㉕が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」は空欄とし、「対前年度比」に㉙を記入すること。

19 特定-第4表及び指定-第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化}(\%) = (\text{㉑} \times \text{㉒} \times \text{㉓} \times \text{㉔})^{1/4}(\%) \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化}(\%) = (\text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗} \times \text{㉘})^{1/4}(\%)$$

20 特定-第5表は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

21 特定-第6表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)に定めるベンチマーク指標の対象となる事業(以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

22 特定-第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

23 特定-第8表は、該当するものに 印又は 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

24 特定-第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要)」

欄に 印又は 印を付すこと。

- 25 特定-第11表は、現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。
- 26 特定-第12表及び指定-第9表の記入に当たっては、特定-第12表及び指定-第9表に記載された備考欄を参照すること。
- 27 指定-第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 28 指定-第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定-第2表欄外に記入すること。
- 29 指定-第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの消費量の合計量が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 30 指定-第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第5条第1項第1号）に該当する場合は（1）、それ以外の工場等（法第5条第1項第2号）に該当する場合は（2）について、該当する項目に 印又は 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

エネルギー使用合理化基準適合書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第20条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり以下の事業者が同法第5条第1項に規定する判断の基準に適合したことを証明する。

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
調査番号	登録調査機関名 第 号
備考	

なお、上記事業者の主たる事務所及びエネルギー管理指定工場等については、次表のとおり証明する。

交付日： 年 月 日

〔登録調査機関名〕 印

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 調査番号の項は、登録調査機関が交付する場合に限り記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 交付日には、本書面を事業者に交付した日を記入すること。
 - 5 第1表「現在の指定区分」の欄には、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の別を記入すること。

第1表 特定事業者の設置する工場等の一覧及び調査状況

現在の 指定区分	エネルギー管理 指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	調査年月日 調査員氏名	備考
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

受理年月日	
処理年月日	

殿

年 月 日

住 所
登録調査機関名
代表者氏名

印

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定 第1表 事業者の名称等

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒								
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -)								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無									
									有・無
有の場合									
変更前の事業者の名称 : _____									
変更前の事業者の所在地 : _____									

特定 第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度					
		使用量		販売した副生エネルギーの量			
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）	k l					
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
	産業用蒸気	GJ					
	産業用以外の蒸気	GJ					
	温水	GJ					
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh				
		夜間買電	千 kWh				
	その他	上記以外の買電	千 kWh				
		自家発電	千 kWh				
	小計	千 kWh / GJ					
合計 GJ							
原油換算 kl			㊟		㊟		
対前年度比（%）							

特定 第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) ②	③=①-②	④の構成割合 (%) ④=③/①×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑤	エネルギーの使用に係る原単位 ⑥=③/⑤	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑦	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ⑧=⑥/⑦×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) ⑨=④×⑧/100
1	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
2	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
3	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
事業者全体					⑤ (合計)	⑥ (合計)	⑦ (合計)	100%	⑧ (単位:)	⑨	⑩	⑪=⑧/⑩×100	/
											⑫ = + + +...		

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、原則として日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑨」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑫」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑧⑨⑩⑪は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑨」が算出できる場合は、事業分類ごとの①②③及び事業者全体の⑤から⑧まで記入すること。

特定 第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

特定 第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 に「✓」印を記入)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係る 事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					

特定 第 1 1 表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

特定 - 第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者 全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- （ 1 ） 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - （ 2 ） 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - （ 3 ） 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考 4（ 2 ）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定 - 第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 にも必要事項を記載すること。
- 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定 - 第 12 表の 2 に必要事項を記載すること。
- 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者 全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定 - 第 12 表の 1 の備考 4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定 - 第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量及び国内認証排出削減量の量

種 類	合 計 量
1 . 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2 .	t-CO ₂
3 .	t-CO ₂
4 .	t-CO ₂

備考1 本表の1 . の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。また、併せて、特定 - 第12表の6の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。

2 本表の2 . 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。また、併せて、特定 - 第12表の6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、その種別ごとに記載すること。

6の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

備考1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日を記載すること。

2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種類			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	償却日	償却量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

備考1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3 償却日の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、当該日付を記載すること。

4 本表に記載したすべての国内認証排出削減量について、特定排出者が償却を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

備考1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に をすること。

2 同法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に をすること。

3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
エネルギー管理指定工場等の名称	
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒
エネルギー管理者(員)の 職名・氏名・連絡先等	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話 (- -) FAX (- -)

指定-第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度					
		使用量		販売した副生エネルギーの量			
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）	k l					
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
	産業用蒸気	GJ					
	産業用以外の蒸気	GJ					
	温水	GJ					
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh				
		夜間買電	千 kWh				
	その他	上記以外の買電	千 kWh				
		自家発電	千 kWh				
	小計	千 kWh / GJ					
合計 GJ							
原油換算 kl			①		②		
対前年度比（%）							

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定 第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比(%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (単位:)	◎	

指定 第5表 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原単位)}(\text{指定-第2表②-①})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値}(\text{指定-第4表◎})}$		

指定 第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		④	⑤	⑥	⑧	

指定 第7表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
.....
.....
.....
.....
.....
(ロ)の理由
.....
.....
.....
.....
.....

指定-第8表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況(1.又は2.のいずれかに記入すること。)

1.工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第1号関係)

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置	対象項目別評価点
(1) 空調設備、換気設備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関する計測及び記録	空調設備、換気設備の保守及び点検	空調設備、換気設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
BEMS				BEMSの新設に当たっての措置	
				BEMSを採用した BEMSを採用していない	

(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに使われる設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たったの措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設に当たったの措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定			新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない				
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設に当たったの措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供	情報提供している 一部の賃借事業者に情報提供している 情報提供していない				
全体評価			総合評価点 評価結果 判断基準に適合している 判断基準に適合していない		

2. 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等)における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第2号関係)

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置	対象項目別評価点
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(2-2) 空調和設備、給湯設備	空調和設備、給湯設備の管理	空調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空調和設備、給湯設備の保守及び点検	空調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		
(4) 熱の動力等への変換の合理化					
(4-1) 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない		

(4-2) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止					
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設に当たっての措置	
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化					
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない	

全体評価	総合評価点 評価結果 判断基準に適合している 判断基準に適合していない
------	--

指定-第9表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
 (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定-第9表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第9表の1の備考1(1)に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定 - 第9表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに をすること)	1 . 有 2 . 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに をすること)	1 . 有 2 . 無
------------------------------------	----------------	-----------------------------------	----------------

- 備考1 本エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1 . 有」に をすること。
- 2 同法第21条の8第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1 . 有」に をすること。
- 3 本表の「1 . 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の「印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定-第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定-第 2 表の使用量の欄には、特定事業者にとっては、設置するすべての工場等（特定連鎖化事業者にとっては、設置するすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等）の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定-第 2 表には、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 10 販売した電気の量は、特定-第 2 表及び指定-第 2 表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 11 特定-第 2 表及び指定-第 2 表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 9, 760 キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 12 特定-第 2 表及び指定-第 2 表のうち G J を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を T J (テラジュール)、P J (ペタジュール) に代えて記入することができる。
- 13 特定-第 2 表及び指定-第 2 表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定-第 2 表及び指定-第 2 表の下に注記すること。
- 14 特定-第 2 表、特定-第 4 表、指定-第 2 表、指定-第 4 表、指定-第 5 表及び指定-第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定-第 4 表及び指定-第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

当該年度値

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

- 15 特定-第 3 表の欄㊸及び指定-第 4 表の欄㊹の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 16 特定-第 3 表及び指定-第 5 表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 17 特定-第 3 表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。
 - (1) 特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号(4桁)ごと(以下「事業分類ごと」という。)に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が

異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(⑤)について検討する。

(3) ⑤がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の⑤に換算可能であり、事業者全体の原単位⑥が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位⑥が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位⑥を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算 kl)・・・①

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kl)・・・②

(ウ) ① - ②・・・③

(エ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・④

(オ) 事業分類ごとの③及び④を事業者全体で合計し、それぞれの合計値⑩、⑪を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位⑥ = ⑩ / ⑪が求められる。

(カ) ⑥と前年度の原単位⑧の比・・・⑫

(4) ⑤が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位⑥が算出困難な場合は、以下のア.により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比⑬を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位⑥の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比⑬を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算 kl)・・・①

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kl)・・・②

(ウ) ① - ②・・・③

(エ) 事業分類ごとの③の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・④

(オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑤

(カ) エネルギーの使用に係る原単位・・・③/⑤ = ⑥

(キ) エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・⑧

(ク) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)・・・⑨

(ケ) 事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比⑩を⑨の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。⑬ = + + +・・・

18 特定-第4表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定-第3表において事業者全体の原単位⑥が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」は空欄とし、「対前年度比」に⑬を記入すること。

19 特定-第4表及び指定-第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化}(\%) = (\text{J} \times \text{K} \times \text{L} \times \text{M})^{1/4}(\%) \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化}(\%) = (\text{d} \times \text{e} \times \text{f} \times \text{g})^{1/4}(\%)$$

20 特定-第5表は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

21 特定-第6表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)に定めるベンチマーク指標の対象となる事業(以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

22 特定-第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

23 特定-第8表は、該当するものに 印又は 印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

24 特定-第8表の対象項目別評価点欄には、それぞれの対象項目における判断基準の遵守状況について、別に定める評価基準に基づき評価した値を記入すること。

25 特定-第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場

等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要)」欄に 印又は 印を付すこと。

- 2 6 特定-第11表は、現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。
- 2 7 特定-第12表及び指定-第9表の記入に当たっては、特定-第12表及び指定-第9表に記載された備考欄を参照すること。
- 2 8 指定-第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 2 9 指定-第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定-第2表欄外に記入すること。
- 3 0 指定-第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの消費量の合計量が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 3 1 指定-第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等(法第5条第1項第1号)に該当する場合は(1)、それ以外の工場等(法第5条第1項第2号)に該当する場合は(2)について、該当する項目に 印又は 印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 2 指定-第8表の対象項目別評価点欄には、それぞれの対象項目における管理標準に関する遵守の状況、計測・記録に関する遵守の状況、保守・点検に関する遵守の状況及び新設に当たった措置の状況について、別に定める評価基準に基づき評価した値を記入すること。

様式第12(第27条関係)

登録調査機関登録申請書		
年 月 日		
経済産業大臣 殿		
住所		
氏名又は名称		
法人にあつては代表者の氏名 印		
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第39条の規定に基づき、次のとおり同法第20条第1項の登録を受けたいので申請します。</p>		
確認調査の業務を行おうとする事業所	名称	
	所在地	
確認調査の業務を開始しようとする年月日		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第13(第33条関係)

事業所変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第44条の規定に基づき、次のとおり事業所を変更したので届け出ます。

変更事項		変更の内容	
		変更前	変更後
確認調査の業務 を行う事業所	名称		
	所在地		
変更年月日			
変更の理由			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第14(第34条関係)

調査業務規程届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第45条第1項の規定に基づき、別紙のとおり調査業務規程を設定したので届け出ます。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第15(第35条関係)

調査業務規程変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第45条第1項の規定に基づき、次のとおり調査業務規程の変更をしたいので届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第16(第37条関係)

調査業務休止・廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり調査業務の全部又は一部を休止又は廃止したいので届け出ます。

休止又は廃止しようとする調査業務の範囲	
休止又は廃止しようとする年月日及び期間	
休止又は廃止しようとする理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 17 (第 4 2 条関係)

受理年月日	
処理年月日	

貨物の輸送量届出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 6 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業 者 名					
荷主の主たる事務所の所在地					
主 要 事 業					
貨物輸送事業者に輸送させる 貨物の輸送量 (年度)	トンキロ				
備 考					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 届出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 主要事業の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 次年度以降において輸送量が令第 10 条第 2 項に該当しないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

受理年月日	
取消年月日	

特定荷主指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第61条第3項の規定に基づき、特定の指定の取消しを申し出ます。

特定荷主の概要	特定荷主指定番号						
	事業者名						
	荷主の主たる事務所の所在地						
	主要事業						
	貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（年度）						
指定の取消しを申し出る理由							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 申出書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 主要事業の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の欄については、最近の1年度における当該輸送量を記入すること。
 - 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が令第10条第2項で定める量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の当該輸送量の見込み並びにこれら見込みの根拠を記入すること。

受理年月日	
処理年月日	

計 画 書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第62条の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定荷主指定番号						
事業者の名称						
荷主の主たる事務所 の所在地	電話（ - - ）					
主要事業						
作成担当者名						

計画期間

年度

計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

対 策	計画内容	エネルギー使用 合理化期待効果

前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理 由
対 策	追加された計画	理 由

その他計画に関連する事項

--

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 計画書冒頭の 印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 主要事業の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 作成担当者名の欄には、本計画書の作成を担当した者の氏名及び所属を記入すること。
 - 6 の「計画内容」の欄については、対策の内容別に適用対象範囲を明示して記入すること。
 - 7 の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、当該計画内容の実施により期待されるエネルギーの使用の合理化効果を記入すること。なお、記入の単位は、原則として原油の数量に換算して「kl」により記入すること。
 - 8 には、 について前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
 - 9 には、 の欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

受理年月日	
処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第63条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定荷主指定番号								
特定排出者番号								
事業者名								
荷主の主たる 事務所の所在地								
	電話（ - - ）							
	FAX（ - - ）							
主要事業								
作成担当者名								

第1表 エネルギー使用量等

識別	区分	算定方法		エネルギー使用量 熱量 GJ	
			前年度からの 変更		
	自家輸送	貨物自動車()		有/無	
		その他()		有/無	
	委託輸送	貨物自動車()		有/無	
		貨物自動車()		有/無	
		貨物自動車()		有/無	
		貨物自動車()		有/無	
		貨物自動車()		有/無	
		船舶()		有/無	
		船舶()		有/無	
		鉄道()		有/無	
		航空機()		有/無	
		合計 GJ			
原油換算 kl					
対前年度比(%)					

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表 1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		エネルギー使用量		
			数値	熱量 GJ	
	自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl	
			軽油	kl	
			()		
			()		
		その他 ()	()		
			()		
	委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl	
			軽油	kl	
			()		
			()		
		船舶 ()	A重油	kl	
			B・C重油	kl	
			()		
		鉄道 ()	軽油	kl	
			電力	千 kWh	
		航空機 ()	ジェット燃料油	kl	
			揮発油	kl	
		合計			

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表 2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		(参考) 平均燃費
				数値	熱量 GJ	
	自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl	km/l
			軽油		kl	km/l
			()			
			()			
	その他 ()	()	()			
			()			
	委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl	km/l
			軽油		kl	km/l
			()			
			()			
	船舶 ()	()	A 重油		kl	km/kl
			B・C 重油		kl	km/kl
			()			
	鉄道 ()	()	軽油		kl	km/l
			電力		千 kWh	km/千 kWh
	航空機 ()	()	ジェット燃料油		kl	km/kl
			揮発油		kl	km/kl
合計						

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表 3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		(参考) 平均 積載率	(参考) エネルギー消費 原単位 (kl/トンキロ)
	燃料	最大積載量(kg)		数値	熱量 GJ		
自家輸送	貨物自動車 ()	揮 発 油	軽貨物自動車		kl		%
			~ 1,999		kl		%
			2,000 以上		kl		%
		軽 油	~ 999		kl		%
			1,000 ~ 1,999		kl		%
			2,000 ~ 3,999		kl		%
			4,000 ~ 5,999		kl		%
			6,000 ~ 7,999		kl		%
			8,000 ~ 9,999		kl		%
			10,000 ~ 11,999		kl		%
			12,000 以上		kl		%
			その他 ()	()			
()							
委託輸送	貨物自動車 ()	揮 発 油	軽貨物自動車		kl		%
			~ 1,999		kl		%
			2,000 以上		kl		%
		軽 油	~ 999		kl		%
			1,000 ~ 1,999		kl		%
			2,000 ~ 3,999		kl		%
			4,000 ~ 5,999		kl		%
			6,000 ~ 7,999		kl		%
			8,000 ~ 9,999		kl		%
			10,000 ~ 11,999		kl		%
			12,000 以上		kl		%
			船舶	()			
()							
鉄道	()						
航空機	()						
合計							

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

第 2 表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比 (%)
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 ()		

第 3 表 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位 = $\frac{\text{エネルギーの使用量 (原油換算 kl)} (\quad)}{\text{エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値} (\quad)}$		

第 4 表 複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギーの使用に係る原単位の算定方法を変更した場合の理由

第 5 表 過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間 平均原単位変化
エネルギーの使用に 係る原単位						
前年度比 (%)		㉠	㉡	㉢	㉣	

第 6 表 過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合 (イ) 又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合 (ロ) の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

第 7 表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 実施中 今後実施 検討中 実施せず	エネルギー使用実態等のより正確な把握 実施中 今後実施 検討中 実施せず	エネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認 実施中 今後実施 検討中 実施せず	責任者の設置 実施中 今後実施 検討中 実施せず
	社内研修体制の整備 実施中 今後実施 検討中 実施せず			
輸送方法の選択	鉄道及び船舶の活用等の推進 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	高度な貨物の輸送に係るサービスの活用 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず		
輸送効率向上のための措置	積み合わせ輸送・混載便の利用 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	適正車種の選択 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	輸送ルート・輸送手段の工夫 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	車両等の大型化 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず
	輸送効率の良い事業用貨物自動車の活用 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	道路混雑時の貨物の輸送の見直し 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず		
貨物輸送事業者及び着荷主との連携	貨物の輸送頻度等の見直し 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	計画的な貨物の輸送の実施 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず		

環境に配慮した 製品開発 (製造業)	商品や荷姿の標準 化 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず	製品や包装資材の 軽量化、小型化 実施中 今後実施 検討中 該当なし 実施せず		
--------------------------	---	---	--	--

第 8 表 その他エネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

措 置 の 概 要

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
---------------------------	-------------------

2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定による提供の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無
--	--------------	---	--------------

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の印を付した欄は記入しないこと。
- 4 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 主要事業の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 6 作成担当者名の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名及び所属を記入すること。
- 7 第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。
- 8 第1表の識別の欄には、付表1、付表2及び付表3の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 9 第1表の区分の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 10 第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 11 第1表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 12 付表1の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 13 付表1の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 14 付表1の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 15 付表1のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 16 付表1のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 17 付表1補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 18 付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 19 付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 20 付表2の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 21 付表2の平均燃費の欄には、輸送距離(km)とエネルギー使用量(数値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離 (km)}}{\text{エネルギー使用量 (数値)}}$$

- 22 付表2のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 23 付表2補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 24 付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示

す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

- 25 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量(千トンキロ)とエネルギー使用量(k l)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位(k l/トンキロ)} = \frac{\text{エネルギー使用量(k l)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$$

- 26 付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

- 27 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

- 28 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その単位を()内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。

- 29 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。

- 30 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

- 31 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{5年度間平均原単位変化(\%)} = (\text{A} \times \text{B} \times \text{C} \times \text{D})^{1/4} (\%)$$

- 32 第6表は、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 33 第7表は、選択する項目について該当するものに 印又は 印を付すこと。

- 34 第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。

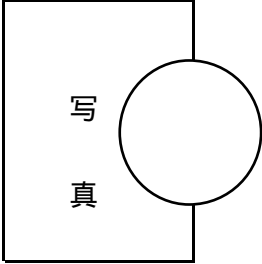

- 35 第9表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

- 36 第9表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 37 第9表の3の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

様式第21(第50条関係)

表

		第 号	
エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第14項の規定による 立 入 検 査 証			
	押 出 ス タ ン プ	職名及び氏名	
		年 月 日生	年 月 日交付
		発行者 	

エネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい

- 第87条 経済産業大臣は、第7条第1項及び第5項、第7条の4第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第3項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第17条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第3項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第19条第1項及び第4項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 経済産業大臣は、第7条の2第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第7条の3第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第8条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第13条第1項（第18条第1項及び第19条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、第3章第1節（第7条第1項及び第5項、第7条の2第1項、第7条の3第1項、第7条の4第1項及び第3項、第8条第1項、第13条第1項、第17条第1項及び第3項並びに第19条第1項及び第4項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖事業者にあつては、当該特定連鎖事業者が行う連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖事業者が行う連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。
- 4 経済産業大臣は、第3章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、第3章第4節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 経済産業大臣は、第61条第1項及び第4項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 主務大臣は、第4章第1節第2款（第61条第1項及び第4項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 13 経済産業大臣は、前章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15 第1項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条 第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第4章第1節第2款及び第87条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

4 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項、第75条第5項、第75条の2第3項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第97条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

四 第87条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。

フレキシブルディスク提出票

殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 条第 項の規定による届出(又は申出)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. フレキシブルディスクに記録された事項
2. フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 - 2 法令の条項については、当該届出(又は申出)の適用条文名を記載すること。
 - 3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出(又は申出)の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 5 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては、押印をすること。
 - 6 該当事項がない欄は、省略すること。